



豊中市

自治会

ガイドブック

自治会 GUIDE BOOK

TOYONAKA CITY

もくじ

発行にあたって 1

自治会の活動 2

自治会活動のヒント 4

- ▶ 会員を増やすコツ
- ▶ 勧誘チラシ・ポスターをご活用ください

活動への支援制度など 6

1. 自治会の設立支援
2. 自治会掲示板の配布
3. 自治会館の整備などへの助成
4. 自治会活動保険
5. 出前講座
6. 地縁団体の認可
7. 市からの文書などの送付

自治会の仕組み 10

1. 会則（規約）
2. 役員
3. 運営

資料 13

- 会則（規約）の例
- 自治会活動等災害補償保険
事故報告書 / 様式

参考 17

地域で活動する主な団体



千里中央



服部緑地



千里川堤防（原田中）



グリーンスポーツセンター（大島町）

発行にあたって

自治会は、住民相互の親睦や福利向上を目的とし、また、住みよい地域社会づくりをめざして自主的に結成・運営されている市民組織です。そして、地域のさまざまな課題の解決に大きな役割を果たしています。

地域のみなさんが安心、安全に暮らすためには、日ごろから一人ひとりが地域に関心を持ち、住民同士がつながりを持つことが大切です。そのためには、地域での情報共有や世代を超えた交流イベントなど、自治会の果たす役割は、今後ますます重要になってきています。

この冊子は、自治会の組織づくりや活動にかかわる支援制度、自治会への加入促進のヒントなどの情報をまとめたものです。自治会活動の一助になれば幸いです。

豊中市 市民協働部 地域連携課

■豊中の自治会 (令和5年(2023年)4月1日現在)

自治会数	459 団体
自治会加入世帯数	65,063 世帯
1自治会あたりの平均加入世帯数	142 世帯
自治会加入率※	約 36.3 %

※市の全世帯数に占める加入世帯の割合

自治会の活動

自治会活動を通じて、その地域に住む人たちが安心して安全、快適に生活できることが、自治会の大きな目的の一つです。自治会の組織や機構、予算などは、自治会活動を円滑に達成するための手段です。

活動の内容によっては、地域で活動する他の団体(17 ページ参照)や関係機関、行政などと連携した活動も必要になってきます。

また、市民公益活動支援センターを活用して市民公益活動団体とつながりを持ち、活動の幅を広げていくことも活動を活発にする手段の一つです。(4 ページ参照)

■自治会の活動(例)

① 親睦活動(まつり、スポーツ大会等)	自治会活動は気軽に話し合える親しみのある人間関係が基本とされます。そのため活動が、まつりやスポーツ大会等の親睦を深める活動です。誰もが気軽に参加し楽しめる行事等を通して、顔見知りの関係が広がっていきます。
② 交通安全、防犯、防災活動	地域では、そこで安心して暮らせることがとても大切です。地震等の災害が起きた際には、市役所や警察、消防などの公的機関の役割も重要ですが、公助に頼るわけにはいかない状況もあります。地域の各種団体が協力し、地域の自主防災体制を確立していくことは、今後の大きな課題です。
③ 環境の整備	清潔で美しいまちは、そこに住む人たちの愛情によって育まれます。行政と住民で互いに努力していくことが求められています。
④ 地域福祉活動	ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。また、核家族化や少子化、共働き家庭の増加等に伴い、介護は大きな社会問題となっています。行政の福祉施策の充実とともに、お互いの顔の見える地域での福祉活動が求められています。また、青少年の健全育成を家庭、学校、PTA、自治会を含めた地域社会の協力で進めていくことも大切です。
⑤ 広報活動	会員相互のコミュニケーションを深めるためには、地域の情報をきめ細かく提供していくことが欠かせません。会報の発行などを通じ、地域のできごとや会の活動について情報提供することが大切です。
⑥ 集会所の整備と管理	地域の住民が自由に集まって自治会活動を行うための施設として、集会所(自治会館)を所有している自治会もあります。その形態はさまざまですが、管理運営にあたっては、十分話し合っ規則を作り地域のコミュニティ施設として活用していくことが大切です。

感染症拡大時などにおける活動

災害や感染症拡大などの不測の事態により、地域の皆さんの安全と健康の確保を図ることが難しいときは、なるべく活動を控えてください。活動される場合は、十分な対策をとっていただくようお願いします。

なお、総会や会議などについては、規約に記載があれば書面による議案の審議や議決(書面表決)を行うことができます。



城山町 2 丁目自治会 なかてしま見守り隊による見守り活動

中豊島小学校児童の登下校の通学路において、子どもたちの見守り活動を行っています。



熊野町三丁目域内自治会 「いざよい会」 集団回収報奨金の活用

集団回収の報奨金で自治会名入りのブルゾン・帽子等を作成するとともに、ごみ集積所に設置するカラスよけサークルの材料や防災備品を購入し、自治会活動に役立てています。
(集団回収については家庭ごみ事業課 電話：(06)6858-2275 にお問い合わせください。)



永楽荘桜自治会 さくらんぼ夏祭りの開催

永楽荘桜自治会館(さくらんぼ)で開催。模擬店、似顔絵、子ども向けゲーム、ビンゴゲームなどで会員どうしの親睦を深めています。



原田元町 2 丁目自治会 出前講座の実施

「もっと集まれ!!地域のなかま。地域活動を見直そう!」をテーマに、豊中市の自治会や地域自治組織の活動に関して学び、地域におけるコミュニティ活動や取り組みについて意見交換しました。

(出前講座については 8 ページをご覧ください。)

自治会活動のヒント

安心で、安全に暮らせる地域は、多くの住民の協力があってはじめて成り立つものです。近所に住む人たちをつなぐ役割を担っているのが自治会・町内会ですが、活動に対する悩みの声も多く聞こえてきます。

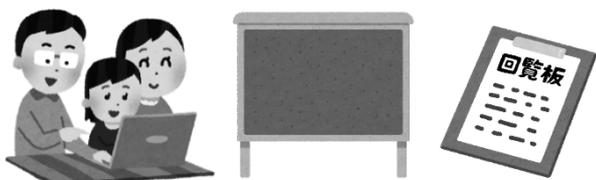
加入率が高い活発な自治会は、みんなで地域を良くしていこうと地道な働きかけをしています。ここでは、そういった自治会・町内会の活動のコツや、悩みの解決方法をご紹介します。

会員を増やすコツ

★活動の内容を知らせる★

会報やチラシ・ポスターなどで、日ごろから地域の情報や活動の様子を自治会内外に広く発信しましょう。

(例) ホームページやSNSなどの活用。



★自治会加入の魅力を高める★

活動を活発にするために、「楽しそう」「参加してみたい」と感じられる事業内容を工夫しましょう。そして、もしもの時に助け合えるように、日ごろから顔の見える関係づくりを進めましょう。



★活動しやすい運営をめざす★

役員を選出方法や仕事の分担を工夫して、できるだけ多くの人が少ない負担で自治会の仕事を担えるようにしましょう。

(例) 役員、会議などの負担軽減、
役員年齢制限の設定など



★待つのではなく、働きかける★

未加入世帯に加入案内チラシを持って訪問するなどして、活動内容やメリットを丁寧に説明しましょう。また、非会員でも参加できる行事を開催し、参加者との交流を持つ場を作ったりするなど積極的に働きかけてみましょう。そのヒントとして市民公益活動支援センターがあります。



★市民公益活動支援センター★

市民ボランティアやNPO、市民公益活動団体、また、これから活動をはじめようとする人やグループを応援する施設です。

自治会活動にお役立ていただける情報もたくさんあります。お気軽にお問い合わせください。

所在地: 豊中市庄内幸町4丁目29番1号
阪急庄内駅 南西へ約800m

電話: (06)-6398-9189

FAX: (06)-6398-9209

開館時間: 火・木・土 10時~19時

水・金 10時~21時

休館日: 日・月・祝・年末年始

メール: toyonaka.npo@jcom.zaq.ne.jp

詳しくは [市民公益活動支援センター](#)

勧誘チラシ・ポスターをご活用ください

市では、転入の手続きをした人や希望する自治会に、自治会加入を勧めるチラシをお配りしています。

自治会への加入希望者には、お住まいの地域の自治会を案内しています。

また、自治会加入を勧めるポスターを作成しましたので、自治会掲示板への掲示などでご活用いただけます。



ポスター
(市ホームページからダウンロードできます。)



チラシ
(市ホームページからダウンロードできます。)

自治会独自の勧誘チラシ作成のポイント

- ① 自治会の概要(自治会の範囲や加入世帯数など)
- ② 活動内容(いつごろ、どんな活動を、どのくらいの頻度で行っているか)
- ③ 自治会費(金額、支払方法、納めた会費がどのように使われているか)
- ④ 連絡先(入会希望や質問がある場合の連絡先)

この他に行事などの写真やイラストを加えると、活動をイメージしやすくなります。

活動への支援制度など

1. 自治会の設立支援

自治会のない地域やマンションなどでの自治会設立に向けての相談を受けています。

また、自治会の活動紹介や支援制度の説明、住民向けの出前講座などを行っています。

2. 自治会掲示板の配布

自治会からの申込みに応じてお渡ししています。ただし、数に限りがあります。

自治会掲示板



大きさはタテ 90 cm×ヨコ 120 cm

看板面は緑色、防水ベニヤ板製

取り付けフックあり、ひさし・支柱なし

① 設置場所

原則として、公共用地・施設を除きます。自治会の責任のもとで自治会員宅のフェンス（外壁）など、設置場所を選び、取り付けと安全面など適切な管理をお願いします。

② 掲示内容

自治会掲示板は、自治会の広報活動のため、また、市からのお知らせなどを掲示していただくための掲示板です。掲出するポスターなどの内容は、自治会活動に必要であると認めたものとし、営利目的のものや、政党または特定の団体の利益になるものは掲示しないでください。

自治会掲示板の点検

風雨の影響や経年劣化等により、取り付けした掲示板が傷んでいたり、金具やねじが緩んでいたりする場合があります。

年に1回(特に台風シーズン前)は掲示板と取付の状況を点検し、安全管理にご留意ください。

3. 自治会館の整備などへの助成

自治会館の修繕をする場合などに、助成金を交付します。現場確認など必要な手続きがありますので、計画の段階で市にご相談ください。

■自治会館整備等助成の内容

① 新築助成	工事費の4分の3以内 限度額=1,000万円
② 増改築助成	工事費の4分の3以内 限度額=500万円
③ 修繕助成	工事費の2分の1以内 限度額=150万円

いったん助成金の交付を受けると、①②は10年間、③は5年間、新たな助成を受けられません。計画的にご利用ください。

4. 自治会活動保険

会員みなさんに安心して活動していただくため、市が災害補償保険に加入しています。

(1) 対象者(被保険者)

市に届出のある自治会およびその加入世帯構成員(自治会員)です。

自治会員とは、自治会の区域内に住所を有する個人とします。

(2) 保険料

市が保険料を支払います。

(3) 対象となる自治会活動

自治会が企画・立案し、総会、会則などの所定の手続きを経て決定された活動および行事が対象です。

ただし、宿泊を伴うものは除きます。

■自治会活動保険の対象例

自治会の運営	総会、運営委員会など組織内の会議、掲示板へのポスターなどの掲示・除却など自治会運営に関わる活動
親睦	夏祭り、盆踊りなど
環境保全	道路・公園の清掃、除草、資源回収など
地域福祉	高齢者訪問、バザー、募金活動など
スポーツ	運動会、ハイキング、球技大会など(ただし、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビングなど、危険なスポーツ活動は除く)
文化	講演会、講習会、コーラス、演芸会、社会見学など

(4) 補償の内容

① 傷害事故

自治会員が自治会活動に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を負った場合に、保険金が支払われます。

② 賠償責任事故

自治会活動に起因する偶然な事故により、自治会または自治会員が、他人の生命もしくは身体を害したこと、または他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金が支払われます。

※補償の対象とならないもの

- 参加者の故意または重大な過失による事故
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為、騒乱行為による事故
- 疾病または心身喪失による事故
- 地震、噴火、台風などの天災による事故
- 無免許運転、飲酒運転による事故
- 自覚症状しかないむち打ち症などの頸部症候群、自覚症状しかない腰痛

(5) 手続き

事故が発生したとき、自治会の責任者は、すみやかに事故発生状況などについて市にご連絡ください(報告書の様式は15~16ページに掲載)。

また、事故が発生してから保険金を請求するまでの手続きは、自治会長(代表者)が行ってください。

保険金の支払い対象外の場合

市が保険金の支払いの対象に含まれるかどうかの確認を保険会社と行った段階(上記②)で、保険金支払いの対象にならないと判断された場合は、市から自治会長に連絡をして対象にならない旨をご説明します。

■補償内容

※「事故(発生)の日から 180 日」には事故の日を含む

種 類	内 容	補償金額
死亡保険金	傷害により、事故(発生)の日から 180 日以内に死亡したとき	300 万円
後遺障害保険金	傷害により、事故(発生)の日から 180 日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき	(後遺障害については、障害の程度に応じ 9 万円～300 万円の範囲内)
入院保険金	傷害により、平常の生活機能または業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき(入院に準じた状態を含む)	入院 1 日につき 3,000 円 (事故(発生)の日から 180 日が限度)
通院保険金	傷害により、平常の生活機能または業務能力に支障が生じ、通院したとき(往診を含む)	通院 1 日につき 2,000 円 (事故(発生)の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度。ただし、平常の生活または業務に支障がない程度に治ったとき以後の通院は除く)
損害賠償保険金	* 損害賠償金(対人・対物共通) 1 事故 2 億円(てん補限度額) * 緊急措置費用、争訟費用など	

5. 出前講座

次のような講座をご用意しています。

豊中スタイルの「地域自治」	あなたの地域は、行事や子どもの安全、防犯など普段の生活に関わることや、災害などのもしもの時の備えについてどのように話し合っていますか?地域に必要なことを地域の住民や団体の皆さんで考えて実行していくための「地域自治」の仕組みと市の支援をご紹介します。
地域活動への支援制度	豊中市では高齢化や核家族化が進み、自治会加入率が低下してきています。そのような中、地域での情報共有や防災の取り組みなど地域活動の役割はますます重要になります。地域活動の一助になるような市からの支援制度や活動のヒントを紹介します。
豊中市の協働事業	豊中市ではたくさんの NPO や団体のみなさんが、地域の課題解決に向けた取り組みを行っています。こうした取り組みを支援するため、さまざまな団体と市が協働で行っている事例紹介や団体への支援制度などを説明します。

出前講座

市民の皆さんのご要望に応じて職員が、市の事業や制度についてお話しします。

市政への理解や関心を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて、市民の皆さんと一緒に考えます。

申込・問合せ先 都市経営部 広報戦略課 広聴係

電話(06)6858-2029 FAX(06)6856-4190

豊中市出前講座



6. 地縁団体の認可

自治会など地縁により結成された団体(地縁団体)が市長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内で法人格を取得できます(認可の要件があります)。

地縁団体の認可を受けると、団体名義で不動産を登記することや、代表者などの印鑑を市に登録することができます。

7. 市からの文書などの送付

市は、行政情報や市民生活に役立つ情報を広く市民のみなさんにお知らせしています。自治会のみなさんには、それらの情報に関する文書の回覧や掲示板へのポスター掲示などをお願いしています。ご協力ください。

なお、依頼に際しては、会長や役員のみなさんの負担をできるだけ軽減するため、下記のとおり取り決めています。

市からの文書送付に関する取り決め

- ① 送付日は、月1回(原則、毎月20日発送)とします。
- ② 回覧文書には、回覧の欄を設けます。
- ③ 掲示をお願いするポスターなどの大きさはA4サイズ(21 cm×29.7 cm)とします。
- ④ 送付物は、自治会長からご連絡いただいた世帯数・回覧数・掲示枚数などに基づいて、必要な数量をお送りします。

《自治会長の個人情報の取扱い》

市は、自治会と市との連絡調整を円滑に行うため、自治会長の連絡先や交代の状況、自治会の世帯数などをご連絡いただき、情報を把握しています。これらの情報のうち、自治会長の名前や住所、電話番号などは個人情報にあたるため、市は、個人情報の保護に関する法律の規定(平成15年法律第57号)に基づき適正に管理・運用しています。

市が情報を利用する場合

- ① 市の事業について案内・通知する場合
- ② 市の事業への協力をお願いする場合
- ③ 市が実施する工事などの連絡をする場合

市が市以外に情報の提供をする場合

- ① 地域で建築・開発工事などがあり、事前説明や近隣対応のため、開発業者や不動産会社などが自治会長の連絡先を知りたいという場合
- ② 国、大阪府または豊中市以外の地方公共団体が、自治会および自治会員に行政情報をお知らせしたいという場合
- ③ 自治会区域内(または当該マンションなど)の住民、転入者、事業者などが、自治会への加入や自治会活動についての問い合わせのために自治会長の連絡先を教えてくださいという場合
- ④ 個人情報の保護に関する法律第69条第2項に該当する場合
(例:本人の同意があるとき、法令などに定めのあるとき、など)

※ ③については、電話での問い合わせにより情報を提供する場合があります

自治会の仕組み

1. 会則（規約）

自治会が民主的な住民の自治組織となるためには、まず、会員が納得する会則（規約）が定められていることが大切です。会則（規約）をもとに、自治会の組織や役員、予算、事業などが形づくられて活動へとつながっていきます。会則（規約）には、一般的には次の事項を定めます。

■会則（規約）に定める事項

① 総則	会の名称や会の区域、会員の資格、事務所の所在などに関する事
② 目的と事業	会の目的と、目的を達成するために具体的に展開される事業に関する事
③ 役員	役員の種類や選出方法、任務分掌、任期などに関する事
④ 会議	会議の種類や招集方法、議決事項、成立要件、議長の選出方法、議決に関する事
⑤ 会計	会計年度や会費、収入、支出、資産に関する事
⑥ 加入と退会	会への加入、退会に関する事
⑦ その他	専門部や班など、内部組織構成に関する事が規定される場合もあります。

2. 役員

自治会がまとまりを保ちながら活動していくためには、会をまとめていく役員の役割を明確にすることが大切です。会則（規約）に定められた方法に従って役員を選出します。役員は、それぞれの役割を分担しながら一致協力する体制づくりに努めます。役員構成は必ずしも同一である必要はありませんが、会

の運営にとって重要な要素ですので十分検討することが大切です。自治会の役員構成とそれぞれの役割は、おおよそ下記のようになります。

■役員構成

① 会長	会をまとめていく最高責任者です。対外的には会の意思を伝える代表者としての役割があります。
② 副会長	会長を補佐し、時には会長の役割を代行する責任があります。
③ 会計	現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など、会の出納責任者です。
④ 庶務	会議の準備、連絡などの庶務を担当します。また、書記を置かない自治会では、会の運営や事業に関する記録を残しておくことなどの役割もあります。
⑤ 専門部長	専門部の責任者で、専門部の立場から会議に参加し意見を述べるとともに、会の意思を部員に伝える役割があります。
⑥ 班長	会員の意見を役員会に伝え、決定された内容を会員に伝える役割とともに、会の決定に参加する代議的な役割があります。
⑦ 監事	会の目的を正しく理解しており、役員による活動に対して一定の距離をおける人が選ばれます。会計事務が適切に処理されているかどうか、財政支出が適切であるかどうかを評価し、総会で報告します。

3. 運営

(1) 会議

自治会が民主的な組織として運営されるために、会員の合意形成の場としての総会、総会の議決にしたがって会を運営していくための役員会などが開催されます。いずれの会議も重要な役割を持っています。

(2) 予算と決算

自治会の自主的な活動を支えるのが予算。構成員の数や活動内容によってもその規模はさまざまです。予算と決算については、総会の議決を経て決定される事項です。

① 収入

自治会の主な財源は会費、寄付金などで構成されます。会費は自治会の財政の中心をなすもので、年間の事業経費などと会員数が加味されて算出されます。会費の金額や徴収方法については総会で承認を得て決めます。

民主的に会を運営していくためには、会費を均等にして会員の権利義務が平等になるよう配慮しましょう。他からの援助に依存しすぎることは、会の主体性を弱める結果を招くこととなります。

② 支出

支出は、予算をもとに会の活動に必要な経費を計画的に支払っていくものです。支出は大きく分けると、総務費と事業費に分けることができます。

総務費は、運営に関わる全体的な支出にあたります。会議費や交通費、通信費、消耗品費、印刷費、備品費、慶弔費、予備費などの科目があります。

事業費は、会の活動に直接関わる支出となります。健全に会を運営していくためには総務費と事業費の均衡のとれた配分が必要となります。支出した際には、必ず領収証などの帳票を保存しておきましょう。

■会議の種類と役割

① 総会	自治会として意思決定の最高の議決機関であり、通常総会と臨時総会があります。 通常総会は 1 年間のまとめと新年度事業や予算について、きちんと意見交換し決定できるよう運営することが大切です。通常総会で議決すべき事項は会則(規約)に定めておくとともに、事前に資料を配るようにしましょう。 臨時総会は、緊急に解決すべき課題が発生した際など、必要に応じて招集します。招集方法については、会則(規約)に定めておくことが必要です。
② 役員会	総会の議決にしたがって、会を実際に運営していくための会議です。役員会への出席役員は、あらかじめ会則(規約)で定めておくことが必要です。ただし、役員の中でも監事は会の活動について分析、評価する役割を持つことから、役員会の構成員からはずれる場合もあります。
③ 会計監査	会計帳簿、領収証などの帳票類、預金通帳、決算書をもとに監査を行います。収支について適切に処理されているかどうか、関係の帳票と照合しながら、役員会や総会に報告される決算書の内容について事実確認します。

自治会における個人情報の取扱い

個人情報の漏えいや目的を逸脱した利用に対する社会的不安が増大しています。自治会の運営にあたり、会員名簿を作成するなど個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に十分注意しましょう。

なお、平成27年(2015年)9月に個人情報保護法が改正され、平成29年(2017年)5月30日に全面施行されたことにより、改正前は5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者(自治会・町内会なども含む)に個人情報保護法が適用されます。

■個人情報取り扱いのルール

時期	決まりごと	会員名簿を作成して配布する場合の対応例
個人情報を集める前	個人情報を利用する目的を事前に特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」などと利用目的を特定する必要があります。
個人情報を集める時	本人から個人情報を収集する場合に本人に利用目的を伝える。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
個人情報の保管	個人情報の漏えい防止のために適切な措置をとる。	自治会や町内会などにおいて、盗難や紛失などの無いように適切な管理が必要です。 また、名簿を会員に配布する場合には、盗難や紛失、転売禁止などの注意を呼びかける必要もあります。
	個人情報の内容に誤りがあった場合、本人が知り得ることだけ、請求に応じて訂正する。	個人情報を収集する際に訂正などに関する問い合わせ先などを案内、または記載するとともに、本人から内容の訂正を求められた場合、適切に対応する必要があります。

自治会長が交代したら

地域連携課までご連絡をお願いします。

自治会長の交代状況等連絡票をお渡しし、市からの文書などの送付先の変更手続き等を行います。

会則(規約)の例

〇〇自治会会則(規約)

第一章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付など区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃など区域内の環境の整備
- (3) 〇〇〇〇〇〇
- (4) 〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、豊中市〇〇町〇丁目〇番〇号から〇丁目〇番〇号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、大阪府豊中市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

第二章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇(例様式1)に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会など)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇(例様式2)に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。
2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。

- ① ただし、最長〇年とする。
- ② ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この会則(規約)に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月(例1か月)以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日(例15日)以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日(例7日)前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則(規約)に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の
表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 〇〇〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇〇〇

第22条 やむをえない理由のため総会に出席できない会
員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって
表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任するこ
とができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適
用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議
事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委
任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議
事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(総会の書面表決など)

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この会則(規約)で別に定めるもののほ
か、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する
事項

(役員会の招集など)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的たる事項
を記載した書面をもって招集の請求があったときは、そ
の請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなけ
ればならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び
審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前ま
でに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数など)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び
第23条の規定を準用する。この場合において、これら
の規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるの
は「役員」と読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって
構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会
の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののう
ち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供
する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要す
る。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会
計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会に
おいて議決されていない場合には、会長は、総会におい
て予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準
として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、
収支計算書、財産目録などとして作成し、監事の監査を
受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受け
なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月
〇日に終わる。

第七章 会則(規約)の変更及び解散

(会則(規約)の変更)

第36条 この会則(規約)は、総会において総会員の4分
の3以上の同意を得なければ、変更することはできない。

[※認可地縁団体の場合は、総会において総会員の四分の
三以上の同意を得たうえで、豊中市長の認可を受けるこ
とが必要です。]

(解散)

第37条 本会は、次の事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 構成員が欠けたこと。
- (3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 前項第1号の規定に基づいて解散する場合は、総会員の
4分の3以上の承諾を得なければならない。

[※認可地縁団体の場合は、次の事由により解散します。
(1) 規約で定めた解散事由の発生、(2) 破産手続開始の決
定、(3) 認可の取消し、(4) 総会の決議、(5) 構成員が欠け
たこと。]

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会に
おいて総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似
の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、会則(規約)、会員名簿、
認可及び登記などに関する書類、総会及び役員会の議事
録、収支に関する帳簿、財産目録など資産の状況を示す
書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければ
ならない。

(委任)

第40条 この会則(規約)の施行に関し必要な事項は、総会
の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この会則(規約)は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の
規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にか
かわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までと
する。

自治会活動等災害補償保険事故報告書（傷害事故）

自治会名					
自治会長	名 前				
	住 所				
	電 話		FAX		
行事名					
事 故	日	年	月	日	()
	時 間				
	場 所				
ケガを された方	ふりがな 名 前	(未成年者の場合は保護者名)			
	生年月日	年	月	日	(歳)
	職 業				
	住 所				
	電 話		FAX		
	受傷部位		治療見込	入院	日間
			通院	日間	
病 院	名 前				
	住 所				
	電 話				
事故状況 (できるだけ 詳しくご記 入ください)					

自治会活動等災害補償保険事故報告書（賠償責任事故）

自治会名					
自治会長	名 前				
	住 所				
	電 話		FAX		
行事名					
事 故	日	年 月 日（ ）			
	時 間				
	場 所				
事故当事者	当 方	ふりがな 名 前	（ 歳）（性別 ）		
		（未成年者の場合は保護者名 ）			
	住 所				
	電 話				
相手方	相 手 方	ふりがな 名 前	（ 歳）（性別 ）		
		（未成年者の場合は保護者名 ）			
	住 所				
	電 話				
他人の財物 に障害を 与えた場合	損傷物 購入年月 年 月ごろ 購入金額 円				
	修理先				
他人の身体 に障害を 与えた場合	治療病院				
	電話				
	受傷部位	治療見込	入院 通院	日間 日間	
事故状況 (できるだけ 詳しくご記 入ください)					

地域で活動する主な団体

こども会

子どもたちが友だちと触れあい、自己をみがき、社会性を身につけるために種々の活動を展開する組織です。高校生リーダーや青年リーダーを中心に、小・中学生や幼児が文化活動や野外活動に参加しています。

老人クラブ

高齢者(おおむね60歳以上)の社会参加や健康づくりを目的として組織されています。健康づくり、趣味の活動など自身の生活を豊かにする活動に加えて、環境美化活動などの社会奉仕活動も展開しています。

校区福祉委員会

おおむね小学校区単位に結成された民間の自主的な団体です。敬老の集いや給食サービス、見守り・声かけ活動、ふれあいサロン、子育てサロン、ミニデイサービスや世代間交流事業などにより地域コミュニティづくりを進めています。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の非常勤地方公務員です。担当地区のなかで生活のことや子どものこと、福祉などについての相談に応じ、関係行政機関と地域のみなさんとのパイプ役として活動しています。

防犯協議会

地域住民や企業・団体などの防犯委員によって自主的に組織された団体です。防犯パトロールなど各地域の実情に応じた活動を行うほか、ひったくり防止など、行政機関や警察と一体となった活動を展開しています。

消防団

郷土愛護と奉仕の精神のもと、「地域の安全は自分たちで守る」を合言葉に、地元在住・在勤の男性及び女性団員で構成されています。生業のかたわら昼夜を問わず、消火活動など地域の安心安全のために活動を行っています。

公民分館

地域住民が気軽に参加できる生涯学習の場として、小学校区単位で結成された組織です。公民館と連携した活動や地区市民体育祭、文化祭など地域密着の活動を行っています。また、さまざまなサークル活動を展開している公民分館育成グループが登録されています。

地域教育協議会(すこやかネット)

学校・家庭・地域の連携を図るため、小・中学校、幼稚園、保育所、こども園、PTA、自治会、公民分館、青少年健全育成会の関係者などが、中学校区単位で結成している組織です。フェスタや講演会の開催、学校教育活動への支援・協力など、地域の特性を活かしながらさまざまな取り組みを行っています。

PTA

小・中学校区単位で組織された社会教育団体です。保護者と教職員が協働して、教育に関する理解を深め、振興に努めるなど、子どもを取り巻く学校・家庭・地域の教育環境の整備をめざし活動しています。

青少年健全育成会

児童・生徒の非行防止や健全育成の推進を目的として、中学校区単位で組織され、小学校区単位には地区委員会が設けられています。夏祭りや講演会などの行事の企画・運営や巡視活動・広報活動などを行っています。

健康づくり推進委員会

市と協力し、市民の立場で地域に根ざした健康づくりに取り組むボランティア団体です。健康に関する講演会やイベントを実施するとともに、小学校区単位で、市民健診・がん検診の受診勧奨や、健康教室を実施しています。

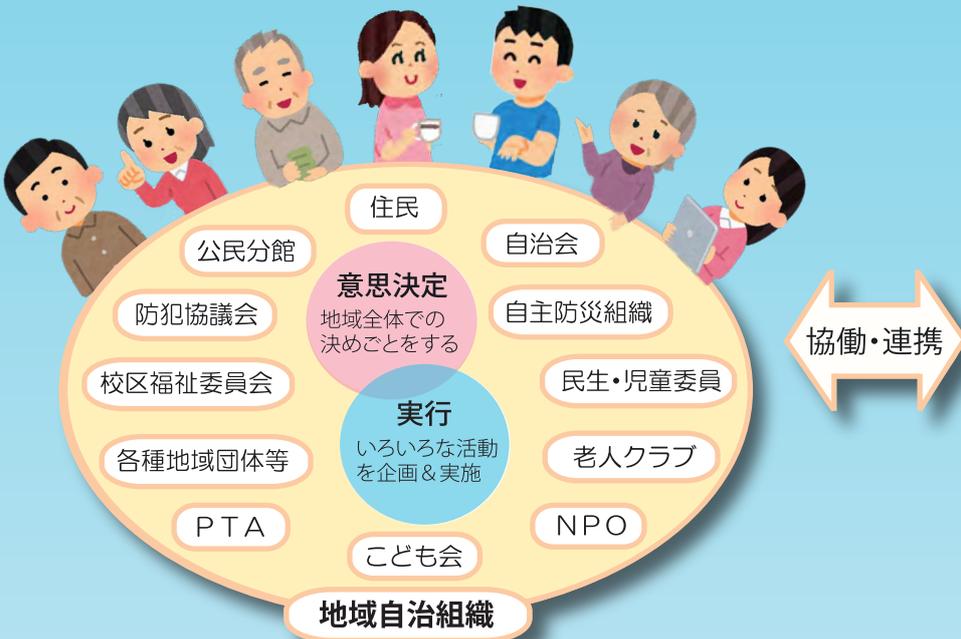
赤十字奉仕団

赤十字の精神にもとづき、明るく住みよい地域社会をつくるために必要な事業に、協力・奉仕することを目的とするボランティア組織です。

この他にも、自主防災組織やボランティア団体、各種サークルなど地域によって、さまざまな団体が活動しています。

地域自治組織 ～わたしたちの未来を創る地域自治組織～

地域には、自治会をはじめ、教育や福祉、防犯など、様々な分野で活動する団体があります。こうした団体で活動する住民を含めた人々が知恵や力を持ち寄り、地域に必要な取り組みを話し合う場を「地域自治組織」といいます。地域自治組織の範囲は、原則、**小学校区**です。



(活動例)

- 地域の課題を整理して、必要な活動を企画・実施



(多世代交流を深める「畑のある交流サロン」)

- 地域の情報を住民に発信する



(地域情報をまとめた「情報誌」)

- 住民同士が話し合う場をつくり、地域の目標を決定
- 各種団体の活動の支援・調整
- 地域を代表して、市と連絡調整

豊中市地域自治

豊中市で活動する地域自治組織

現在、9小学校区（東丘、北丘、小曾根、刀根山、南桜塚、野田、高川、上野、新田南）で、地域自治組織が活動しています。これらの組織は、住民や団体間のつながり、学生やNPOとの連携、市からの助成金などを活用し、夏祭りなど地域の交流事業や、防災訓練、情報誌の発行・配布といった、新たな活動を始めています。

地域自治組織のメリット

加入世帯の減少、担い手不足など、自治会活動には様々な課題があります。自治会だけで解決できない場合は、住民や団体が知恵や力を持ち寄って地域自治組織で取り組むことで、新たな担い手の確保などにつながっていくことが期待できます。

多くの住民が地域の活動や運営に参加し、互いの負担を軽減しながら地域を支え、育む地域自治組織について考えてみませんか？

自治会ガイドブック

令和5年(2023年)8月発行



編集：市民協働部 地域連携課

〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町3-7-3 (中央公民館内1階)

電話：(06)6866-1103 FAX：(06)6863-4427

電子メール：community@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市自治会



市ホームページ
自治会QRコード